

粉じん作業従事者の特別教育 開催の案内

日ごろ、粉じん発生職場に従事する従業員の健康管理と環境改善には配慮されているものと存じますが、鉱物性粉じんによる「じん肺症」は、不治の病といわれる難病です。従って発症及び進行の予防対策が大切であり、それには、作業環境管理とじん肺法による健康診断を漏れなく実施することにあります。さらに粉じん発生職場で働く作業員がその有害性を認識し、企業の実施する予防対策への協力がなければ疾病防止の成果は期待できません。事業者は、粉じん作業に従事する者及び、指定場所で就業している者に対し、粉じん規則に基づく特別教育が義務付けられております。当協会は、事業者に代わって下記により特別教育を行うこととなりました。つきましては、対象作業員に受講方ご配慮下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 7月21日(金) 9時25分～17時 (受付開始9時10分)
- 2 講習会場 熊谷市立勤労会館大ホール 熊谷市石原1410番地1
TEL: 048-524-5007 (秩父鉄道石原駅下車 徒歩約10分)
- 3 申込先 (一社)熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストーンビル1階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **100名 募集締切り7月13日(木) (最少催行数20名) (定員超過時はキャンセル待ち)**
- 5 講習科目 ①関係法令 ②粉じんの飛散防止・換気の方法 ③作業場の管理
④粉じんに係る疾病防止及び健康管理 ⑤呼吸器用保護具の使用法
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 **9,680円**【内訳: 受講料8,800円(消費税10%含)、テキスト代880円(消費税10%含)】
熊谷協会員8,690円【内訳: 受講料7,810円(消費税10%含)、テキスト代同】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛にFAXをお送り下さい。
FAX後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。
申込受付完了後、申込書原本と返信用封筒(定形サイズ、宛先明記、94円切手貼付)を2週間以内に熊谷地区労働基準協会宛に発送して下さい。
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
※申込書原本発送後、10日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社)熊谷地区労働基準協会 宛(振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりにさせていただきます。
※講習費用納入は6月13日～7月13日(木)です。期限内に納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1)テキストは講習当日お渡しします。(2)当日の代替者の出席受講は認めません。
(3)講習中は全ての電子機器類は使用禁止。(4)講習中はマスク着用をお願いします。
(5)昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。
(6)駐車場完備92台と隣接の赤城神社共用駐車場200台も常時利用可(徒歩3分)

■**受講申込書は別紙**にあります。申込者複数の場合は、お手数ですがコピーして使用下さい。